



元気ショップ「いこ〜る」と札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定 協 定 書

(第 130015 号)

元気ショップ「いこ〜る」と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

元気ショップ「いこ〜る」は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成26年1月18日

社団法人 札幌市手をつなぐ育成会
会 長

奈須野 益

札幌市
市 長

上田 文雄

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 調理器具の洗浄と店舗内の整理整頓を心掛け、清潔保持に努めています。
- 廃棄物の適切な分別処理に努め、環境にも配慮しています。
- 消費期限、賞味期限を毎日チェックし、期限が切れるまでに商品を売り場から撤去します。